

J A M の 理 念

私たちの理念

1. 基 本 理 念

1. わたしたちは、日本国憲法にのっとり、人間尊重を基本に、働く者の諸権利、自由と民主主義が保障され、社会的な不公平のない平等な社会の建設をめざして、民主的労働運動を推進します。
2. わたしたちは、経済の発展にみあって、社会的公正労働基準を確立し、公正でゆとりある豊かな生活を保障できる社会の建設をめざします。
3. わたしたちは、議会制民主主義を守り、社会正義の徹底と働く国民がむくわれる社会づくりをめざします。
4. わたしたちは、労使対等の原則に立って、健全な労使関係の確立につとめ、産業民主主義の前進につとめます。
5. わたしたちは、世界の国々から信頼され、尊敬される平和国家の建設、責任ある国際協力を通じて、永遠の国際平和の実現をめざします。
6. わたしたちは、労働組合の国際的な交流と連帯を通じて、国際労働運動の発展に寄与します。
7. わたしたちは、機械金属産業とその関連・周辺分野の労働者・労働組合と連帯し、地域労働運動の発展に貢献するとともに、中小企業の労働運動の発展につとめます。
8. わたしたちは、労働組合・労働者独自の福祉共済活動を積極的に推進することによって働く者の相互扶助を確立します。
9. わたしたちは、自然との調和のとれた共生を求め、地球環境の保全につとめるとともに、すべてのものとの共生を実現できる社会の建設をめざします。

2. 行 動 理 念

1. 民主的労働運動の推進

労働組合は、なにものにも干渉されず、みずからの意志で民主的に運営される独立した組織であり、わたしたちは、その運動の基本を民主的労働運動に置きます。

民主的労働運動を推進していく上で欠かすことのできない条件は、第一は人間尊重です。わたしたちは、政治・経済・社会・労働のあらゆる分野で基本的人権が保障されるシステムづくりを推進します。

第二は社会正義の確立です。わたしたちは、自由という名の下における社会的な矛盾や不公平をなくする努力をします。

このため、人間の尊厳や社会正義を守るために、左右の全体主義に反対し、毅然とした態度で臨みます。

2. 公正でゆとりある豊かな社会の建設

高齢化や少子化、高学歴化の進展、女性の社会進出など、社会構造の大きな変化をふまえて、すべての人々が人生のどんな段階にあっても、人間的な最低限の生活と社会に参加しうる権利が保障され、また、みずからの自由な選択で人生を生きられる機会が公正に与えられるような社会をめざします。

そのためにわたしたちは、よき組織人、よき社会人、よき産業人として社会的公正労働基準を確立し、公正でゆとりある豊かな社会建設に努力します。

3. 議会制民主主義を発展させる政治活動の推進

複数の政党が切磋琢磨して政権交代を行う議会制民主主義は、今日までの人類の歴史のなかでは十分に価値のある政治システムです。わたしたちは、議会制民主主義の枠組みを通じて組合員の共通の利益の実現をはかるため、政策・制度課題の解決に努力します。そのため、わたしたちは、民主的労働運動と考えを同じくする政治勢力、金権腐敗を打破できる生活者主体の政治勢力、国際社会の一員としての責任を背負っていける政治勢力と協力し、働く者の声を政治に反映させます。

4. 健全な労使関係と産業民主主義の確立

わたしたちは、組合員の生活と企業の社会的責任にかかわるすべてのことに労働組合は関与するという立場で、技術革新や投資、採用・配置等を含めた経営全般の意思決定への労働組合の参加をはかることによって産業民主主義の確立をはかります。また、組合員の雇用確保、労働条件の維持向上を基本とし、情報公開、協議機関の存置を条件に企業の社会的責任を明確にした上で、人間性を尊重する真の意味の生産性向上をはかります。そのために組合活動の基礎となる単位労働組合の交渉・協議能力を高め、労使関係の民主化をはかります。同時に産業・業種では、企業間に共通する社会的公正労働基準の確立と産業政策上の協議への参加を求めます。

5. 世界平和の実現と国際協力

平和は人類共通の永遠の希求です。戦争は国家や民族間の利害の対立、飢餓や貧困、思想信条、宗教、政治等の対立によって生じます。わたしたちは、これらの違いや対立を乗り越えて、国際的な連帯と協力で世界平和を追求します。東西冷戦構造の崩壊は、新たなるさまざまな困難を生み出しながらも、国連を中心とした新秩序を模索し始めました。わが国は戦後、国家間の紛争に巻き込まれることもなく経済発展を遂げましたが、国際情勢は一国だけの平和や繁栄を許容しない現況を呈しています。

自国の殻にとじこもることなく、自国の利益、平和に安住することなく、国際社会の一員として世界平和のために、責任ある協力をしていきます。

6. 国際連帯の発展

政治、経済、社会のボーダーレス化が進展している今、労働組合の国際連帯はますます不可欠のこととなっています。わたしたちは、国際自由労連（ICFTU）の一員として活動し、世界における民主的な労働運動の発展に寄与します。また、国際労働機関（ILO）において採択された条約の批准や勧告の受け入れを政府に求めるとともに、世界の労働者と連帯して社会正義を追求し、自由を抑圧された人々を救済するという崇高な使命を果たすべく努力を傾注します。

同時に、国際金属労連（IMF）をはじめ関係する国際産業別組織（ITS）に参加し、世界の労働者との交流と連帯を進め、国際的な公正労働基準の実現と新しい国際秩序の樹立をはかります。

7. 中小労働運動の推進と地域労働運動との連帯

機械金属産業ならびに関連産業には多くの中小企業が存在し、その中で多くの労働者が働いています。わたしたちは、これらの労働者がおかれている雇用の不安定や低い労働条件など、わが国の産業構造に起因している不当な格差、差別、犠牲を排除するため全力をあげます。そのために、連合の運動の重要な柱として中小労働運動を確立させ、国の政策・制度の見直しを求めることにより、中小企業労働者の利益を擁護します。こうした地道な活動を通じて、連合の運動を労働者全体のものとしていきます。また、未組織の大多数が中小企業である現状から、中小企業に働く労働者を多く組織するとともに、地域労働運動との連帯を通じて、広がりや厚みのある存在感あふれる中小労働運動を構築します。

8. 相互扶助・共済活動の実践

私たちの生活を見回すとさまざまな不安が存在しています。その不安を取り除き安心して働くためにわたしたちは、国に対しては社会保障制度の拡充を、企業に対しては労働条件の向上や福利厚生の実践を求め、運動を推進してきましたが、同時に労働者同士が組合運動の原点である相互扶助・共済活動を積極的に展開することも重要なことであるとの認識を強め、その実践に努力します。

9. 地球環境の保全とすべてのものとの共生の追求

地球環境の保全は人類の生存の基礎です。わたしたちは、政府・非政府の諸団体とも協力して、「地球的に考え、地域で行動する」というスローガンにもとづき、リサイクル活動や省エネ、自然保護など、地球環境の保全につとめるとともに、大量生産—大量消費—大量廃棄という生活の図式を改め、経済活動と国民生活が「環境の保全・循環型」に切りかわることができる社会の実現をめざします。

また、自然との共生、あわせて国家間、年代間、男女間、障害者との間などすべてのものとの共生を大切にし、他をいたわり合い、思いやる社会づくりに努力します。

以 上